

県知事選候補者公開アンケートの回答が届きました 積極的に選挙に参加しましょう！

埼玉県学童保育連絡協議会は、8月26日投票の埼玉県知事選挙にあたり、候補者に対して学童保育に関わる問題について公開アンケートを実施しました。告示前に連絡先の判明していた2氏にアンケートを送付したところ、回答が届きました。到着順に掲載しました。参考にさせていただき、今回の選挙に積極的にご参加いただくようお願いします。質問項目は次の通りです。

質問1 大規模問題の解決のために、小学校区に適正規模の学童保育を必要数整備することについて

質問2 行政の責任で施設整備を進めることについて

質問3 県施策の拡充で学童保育の運営を安定化することについて

質問4 障害児の受け入れを進めるために施策改善を図ることについて

質問5 障害児学童保育について、施策改善を図ることについて

質問6 「放課後子どもプラン」が真に「総合的な放課後対策」となるように、2つの事業の連携方を講じることについて

その他 学童保育関係者、働く保護者と指導員たちにひとことあれば

上田清司氏

回答1 既に、平成16年3月、全国に先駆けて「放課後児童クラブ運営基準」を定め、放課後児童クラブの保育内容の向上に努めてきました。クラブの適正規模については、運営基準の中ではじめて「集団活動の規模を40人を限度とする」と定め、市町村に対しても、大規模クラブの解消など、規模の適正化を指導してきました。大規模クラブ解消については、保護者が一番安心できる学校の余裕教室などを活用した施設整備を積極的に行うよう、市町村に働きかけています。ひきつづきクラブの適正規模化や必要な地域への新規設置等について市町村を支援し、学童保育先進県にふさわしい取組を進めていきます。

回答2 放課後児童クラブを設置する場所については、学校からクラブまでの登室のことなどを考えると、学校内での設置が適切と考えています。このため、市町村に対しては学校の余裕教室改修と設備整備等に要する費用を助成しているところです。また、余裕教室の利用と併せ、児童館や公民館など公的施設を活用した、安全・安心なクラブ運営をするよう、市町村に働きかけています。

回答3 既に国の補助制度に加え、県単独補助として小規模クラブへの補助や加算、民営クラブへの加算、障害児指導員加配のための加算などを行ってきました。こうした細かい独自の補助制度を実施し、放課後児童クラブの充実に努めてきています。特に民営クラブに対する加算は、指導員の待遇改善や保護者の保育料負担の軽減等に少しでも役立つようにと行ってきたものです。今後とも学童保育の運営安定のため必要な施策の充実に努めていきます。

回答4 障害児の受け入れについては、国に先駆けて県単独で補助制度を創設しました。さらに平成16年度からは障害児の受け入れが進むように障害児一人からでも補助を受けられるように改善したところです。これにより平成15年では445人だった障害児児童数は平成18年度には709人と大幅に受け入れが進んでいます。今後とも、障害児受け入れ促進に必要な施策の充実に努めていきます。

回答5 既に全国に先駆けて特別支援学校（養護学校）に通う子供達のための、放課後児童クラブへの県単独助成制度を創設しその充実に取り組んできたところです。また特別支援学校放課後児童クラブの運営は、障害児の父兄等の関係者が手づくりで取りくんでおり経営も苦しく不安定なことから平成18年度に補助額を増額したところです。今後も引き続き、障害児学童保育の安定運営のため必要な施策の充実に努めます。

回答6 放課後子どもプランはどのこどもたちも安全、安心で健やかな放課後の居場所を確保できるよう、「放課後児童クラブ」と「放課後こども教室」の両者が機能を補完しあうことが必要と考えています。放課後児童クラブには、留守家庭児童の家庭に代わる日常的な生活の場としての役割があります。そして放課後こども教室は例えば休日や夏休み期間を利用しての地域住民との交流や体験活動など、こどもたち皆が集まって楽しくすごせる場所にしたいと考えます。それぞれの良いところを生かしながら事業の連携を進めていきます。

その他 子どもはいつの時代にも国の宝であり、日本の未来を託す大切な存在です。

しかしながら現在我が国では生まれる子どもの数が減り続け、少子化の進行は国の存立基盤に関わる深刻な問題となっています。若い世代が安心して子どもを生み、育てられる環境をつくるため子育てを社会全体で支える取り組みをすすめることが不可欠であります。平成16年3月には全国に先駆けて「放課後児童クラブ運営基準」を定め、放課後児童クラブの保育内容の向上に努めており、学童保育先進県として全国的に評価されています。放課後児童クラブは、働きながら子育てしている方々にとってもまた子どもたちの安全で安心な場としても、なくてはならない重要な事業です。大変厳しい財政事情ではありますが、「選択と集中」の観点から、必要な予算措置はしっかり取り組みたいと思います。

吉川春子氏

学童保育の発展のために日々、ご尽力いただいている貴組織に敬意を表します。まず、この問題についての私の立場を述べさせていただきます。

学童保育事業は、学齢前の保育所制度が、勤労家庭の労働を守り、その子どもたちの命と生活を守り成長を促す場であるのと同趣旨の事業であり、その意味では本来、公的に保障されるべき事業です。国も1997年に児童福祉法上に法制化しましたが、「6条の2 - 事業」という法的位置づけの問題、「最低基準」を設けていない問題、現行施策・補助が現場の実態と大きく乖離している問題など、国において解決すべき課題は山積しております。同時に、自治体は、正当かつ公正な住民要求を地域において実現する役割を担っており、国の制度・施策の不備を補うことを要請されています。1972年から20年続いた埼玉の革新県政はこの立場に立って、学童保育の単独施策の開始など先駆的な役割を果たしてきました。この立場から私も、県として必要な制度・施策を展開していきたいと考えます。

回答1 女性の社会進出に加えて、賃金低下等の雇用・労働環境の悪化、児童の地域生活における安全確保の必要などを背景に、学童保育に対するニーズは急増しています。学童保育施設を必要とする児童と家庭のために、そのニーズに合わせて整備を図ることは当然ではないでしょうか。また、生活の場である学童保育において適正な規模を維持することは大事なことです。学校教育においても40人学級の縮小が進みつつあります。県が策定した「放課後児童クラブ運営基準」でも、適正規模は40人と明記しています。実施主体である市町村に「運営基準」のこの内容をきちんと周知することと併せて、県としては複数箇所に対応した運営費補助を確保していきます。

回答2 学童保育のような公的性格の強い施設の基盤整備は、行政が責任を負うべきです。また、現在の施設・設備の貧しさは、国において「最低基準」を定めず、自治体まかせにしていることに起因しています。現在、国がすべての小学校区に整備する目標を立てて、補助も一定額を確保して進めようとしていることは評価できます。しかし市町村は、国の「三位一体改革」の影響を受けるなどして財政が厳しいなかで、施設整備の初期費用に加えて毎年度の運営費を負担することに躊躇しています。市町村の整備を促す意味からも、現在の学校余裕教室改造予算に加えて、単独施設整備に対する助成を設けるのは当然必要だと考えます。

回答3 一部の自治体を除いて学童保育の運営は大変厳しい状況と聞いています。3年で指導員の半数が入れ替わるという現実がそのことを物語っています。県は、革新県政時代に国に先駆けて、指導員の人件費を中核とした単独補助事業を実現し、現場と市町村を支援してきましたが、1997年度の法制化以降、県独自施策の部分についての改善が滞っていると聞きます。国の施策・補助の改訂を待つことなく県施策を改善すべきです。そのことと関連して学童保育も含めた福祉関係予算、児童関係予算の抜本的拡充が求められています。2004年度予算において県予算全体に占める児童福祉費の割合は2.5%程度であり、不要不急の予算を精査する中で、児童福祉のための予算をもっと拡充する必要があると考えます。

回答4 障害のあるなしに関わらず全ての子どもたちが地域社会の中で共生することが、望ましい姿だと思います。ハンディのある人たちが普通に生活するためには、ハンディを埋める手だて

を講ずることが必要です。そのことを保障する責任は公、つまり、国・自治体にあります。そういう面で、学童保育に入所する権利を持ちながら障害があるが故に受け入れられない状況は正される必要があります。障害児を受け入れるためには、職員の加配が当然必要になります。障害の程度にもよりますが、「障害児6人で2人の職員配置」はおよそ現実的でなく、改善をはかるべきです。

回答5 養護学校児童生徒の生活やその家庭の状況を考えたとき、放課後及び長期休暇中の生活の場を社会的に保障していく必要があります。県がここに着目して施策を開始したことは先見性がありました。この分野についても国の制度確立を進めることが急務です。質問事項にある 保護者の過度な保育料等の負担 施設整備についての公的支援がない等の問題は社会的に解決されるべきです。県として、公的補助を質量ともに拡充をすること、具体的には、職員配置基準の改訂、補助単価の改訂に加えて、施設整備補助の新設などが必要と考えます。

施設整備を利用者である保護者に負担をかぶせるのはあまりにも過酷です。「公立高等学校を改修して新設養護学校を建設するこの機会に障害児学童保育を併設したらどうか」とのご提案については大いに検討に値すると思います。教育局との連携が必要ですが、通常学童保育が学校施設を使用している事例を研究しながら、県段階においても実現したいと考えます。

回答6 子どもたちの生活にとって、放課後に仲間たちと過ごす時空は、学校教育におけるそれとは異なる意味で極めて貴重です。この度の国の新たな方針である「放課後子どもプラン」は、ここに着目して公的に力を入れようという点では評価したいと思います。ただ、放課後の生活を豊かにするしくみは、文部科学省などが上から指導して形成されるものではありません。子どもと親、学校、地域の方々の創意工夫を大事にしながら進めることがカナメです。このプランの実施主体は市町村ですが、現場の実態や声を聞きながら進める方向で県としても支援したいと考えます。また、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は対象も目的も異なるもので、一部の県には両事業を当事者の声を置き去りにして一体化してしまう動きがあることは賛成できません。県としては、上手に連携できている事例を集めて市町村に普及するなどの役割を果たしていく必要があると考えます。

以上をもって回答といたします。

質 問 事 項

質問 1 大規模問題の解決のために、小学校区に適正規模の学童保育を必要数整備することについて

学童保育に対する需要は年々増え続け、特に、1997年に児童福祉法上に法制化されて以降、急増しています。この背景には、働く親の増加に対して、国・自治体が、「次世代育成支援対策推進法」などに従って計画的に整備を促していることがあります。埼玉県も「県子育てコバトンプラン」の重点事業に位置づけて、2009年度までに840カ所を整備するとしています。

しかし、学童保育のない地域・学校区もまだあり（小学校数831校）希望しても入所できない家庭があります。その一方で、大規模の学童保育が増えていきます。厚生労働省も71人以上の学童保育については3年後をめどに補助金を廃止し、分離増設を促す方針を出しています。

私たちは、適正規模（「県運営基準」では40人）の学童保育が必要数つくられることを望んでいます。大規模問題の解決のために、県としてはどういう手だてを講じていくか、お考えをお聞かせ下さい。

質問 2 行政の責任で施設整備を進めることについて

学童保育の公設化が進んでいますが、まだ6.1%が民家借家であるなど施設を保護者の責任で整備せざるを得ない地域もあります。その施設も「狭い、危険、近所からの苦情が絶えない」といった子どもたちの生活の場としてふさわしくないものも少なくありません。また、公設であっても、多くが学校余裕教室1室程度等、子どもたちの生活の場所として十分な広さのところは少ないのが実態です。

埼玉県は、余裕教室の転用を促すための国庫補助「放課後子ども環境整備等事業費」は予算化していますが、単独で施設を建てるための補助「児童厚生施設等整備費」は予算化していません。学童保育施設を行政の責任で整備することについてのお考えをお聞かせ下さい。

質問 3 県施策の拡充で学童保育の運営を安定化することについて

指導員の多くは、子どもたちが安心、かつ生き生きとした放課後生活を過ごすことができるように熱意を持って仕事をしています。しかし、指導員の雇用と労働条件は劣悪な水準です。公立公営の学童保育では、大半が非常勤や臨時職員であり、民間では年収200万円代が大半です。その結果、3年間で半数が退職せざるを得ないのが現実です。

また、民間学童保育では、保育料負担が2万円を超える地域も見られます。パザーや物品販売等に追われる実態もあります。公立公営でも1万円という地域もあり、保育料を払えずにやめていく家庭も少なくありません。

こうした問題の解決のために、県として引き続き施策・補助の継続・拡充が求められていると私どもは考えます。

学童保育の運営を安定して進める上で行政の責任及び、県施策を拡充することについてのお考えをお聞かせ下さい。

質問 4 障害児の受け入れを進めるために施策改善を図ることについて

障害のある児童（以下、「障害児」という）の受け入れが進んでいますが、まだまだ十分ではなく、希望しても入所できない障害児が多く存在します。

受け入れが進まない最大の理由は、施策の不十分さにあります。

埼玉県は1986年度に、国に先駆けて障害児に対しての指導員加配補助を実施し、2004度からは、障害児1人からに改善しました。そのことが障害児受け入れを促進させたことは事実ですが、児童6人以上でない指導員2人目が加配されない問題は残されています。

障害児受け入れをさらに進めるために、県として施策改善を図ることについてのお考えをお聞かせ下さい。

質問 5 障害児学童保育について、施策改善を図ることについて

障害のある児童のみを対象にした学童保育は、27クラブになりました。県内の盲ろう養護学校35校に対する設置率は77%に達し、なくてはならない施設となっています。これは、全国に先駆けて1988年につくられた県の独自施策＝「養護学校放課後児童対策事業」の成果です。しかし、それぞれの障害児学童保育は通常の学童保育以上の困難をかかえています。保護者の負担する保育料は平均2万円以上 財政事情から指導員の入れ替わりが激しい 施設は3ヶ所を除いて民家借家など父母負担となっている、等々。障害児学童保育が安定した運営を図る上で県をはじめとする行政の役割をどうお考えですか。

また県は、2008年度に廃止される県立上尾東高校を改修して2010年度に県立養護学校を設立する計画ですが、新しい養護学校にも障害児学童保育が当然、必要となります。であるなら、新養護学校の設計段階から障害児学童保育を併設することが合理的だと考えますが、お考えをお聞かせ下さい。

質問 6 「放課後子どもプラン」が真に「総合的な放課後対策」となるように、2つの事業の連携方策を講じることについて

埼玉県は、国の方針を受けて、「放課後子どもプラン」を進めるための組織として「放課後子ども教室推進協議会」を6月に発足させました。

同プランは、「原則としてすべての小学校区で、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めるために」、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全

育成事業（学童保育事業）」を「一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進」しようとするものです。今日、子どもたちの安全・安心が脅かされ、放課後、仲間・空間・時間の「三間」を奪われている状況を考えたときに、私たちは、このプランの趣旨に賛同するものです。県は、先の「推進委員会」の中で、2つの事業のよりよい連携の在り方を検討しようとしているとのことですが、「放課後子どもプラン」をどのように進めますか。

その他 学童保育関係者、働く保護者と指導員たちにひとことあれば

別紙 参考資料

【学童保育をめぐる状況と課題・問題】

学童保育（行政施策の名称は「放課後児童健全育成事業」）は、1960年代の高度経済成長に伴い、急速に都市化が進み核家族が増え、また地域・子育て環境も悪化する中で、「働き続けながら子どもを安心して育てたい」と願う共働き・母子・父子家庭の父母の願いから誕生しました。その後の私たちの運動の結果、60年代後半からいくつかの自治体が、学童保育の公的役割を認め、国に制度がない中でも、事業を実施したり補助を開始しました。

そして、1973年、私たち学童保育関係者の願いに応えて、全国に先駆けて、当時の県知事のもとで「県学童保育運営費補助金」事業（現在は「県放課後児童健全育成事業」に名称変更）が開始されました。これがきっかけとなり、父母たちの運動とも相まってさらに多くの自治体が施策を持つようになりました。そして今日では、1973年当時県内全体で学童保育の概要は、20自治体に53ヶ所、入所児童 1,219人であったものが、71自治体に798ヶ所、児童数39,677人にまで達し（2006年4月、弊協議会調査）、共働き・母子・父子家庭の子どもたちの放課後の生活にとって必要不可欠な場として、また地域の子育て環境の一つとして広く定着してまいりました。

埼玉県はその後も、障害児の受け入れ施策の発足、養護学校学童保育施策の発足等をすすめ、2004年3月には、全国に先駆けて、学童保育の保育内容と施設等に関する「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」（以下、「県運営基準」）を策定しました。2005年度からは、次世代育成支援対策推進法にもとづく「埼玉県子育て応援行動計画・埼玉県子育てコバトンプラン」をスタートさせました。

しかし、全体として公的施策が充分でないために、学童保育は、様々な課題・問題をかかえています。

1. すべての小学校区に対応するだけの学童保育がない（小学校831校中829ヶ所、設置率＝99.8%。学童保育数は弊協議会調べ）。
2. 生活の場にふさわしい施設・設備となっていない学童保育が多数ある。特に、集団活動の適正な規模を著しく越えた「大規模化」が目立っている。
3. 子どもたちの生命と生活を守り親たちの生活を支援する指導員の雇用・労働条件が安定したものとなっていない。

4. 必要としているにもかかわらず入所できない児童（障害児、高学年、低学年でも待機児）がいる。
5. 大多数の民間（共同）学童保育が厳しい財政運営を余儀なくされている。
6. 障害児学童保育（養護学校放課後児対策事業）は、運営が安定しないため保護者の負担が大きい。
7. 今年度から開始された「放課後子どもプラン」について、一部地域やマスコミ等では、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」との2つを「一体化」「統合化」することを推奨する流れがある。

などです。

こうした状況を解決・改善するために、私たちはこれまで県に対して

1. 1ヶ所当たりの補助基準額を増額してほしい。
2. 学童保育の専用施設を確保するために、県として施策を講じてほしい。また、国庫補助「児童厚生施設等整備費」を予算化してほしい。
3. 障害児が複数入所している学童保育に対しての補助を実態に見合ったものに改善してほしい。
4. 養護学校学童保育（養護学校放課後児童対策事業）について、補助基準額の増額や指導員1人当たりの児童数の緩和等施策改善を進めてほしい。
5. 「放課後子どもプラン」の具体化に当たっては、「放課後子ども教室推進事業」と学童保育事業（放課後児童健全育成事業）の「一体的」ではなく、それぞれの事業がその目的・役割にそって拡充され連携が図られるように。

などを要望してきました。

埼玉県が、“学童保育先進県”を自負し、その発展のために今日までご尽力されてきたことに対して改めて敬意を表するものです。しかし、実態からするとさらに制度・施策の改善が必要であり、その意味から、今回の知事選挙に大変大きな関心を持っています。